

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 7 月 25 日

株式会社ニッポン
オーケー食品工業株式会社

2022年7月25日

株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区麹町四丁目8番地
株式会社ニッポン
代表取締役社長 前鶴 俊哉

福岡県朝倉市小田1080番地1
オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 竹田 哲

株式会社ニッポン（以下「ニッポン」といいます。）及びオーケー食品工業株式会社（以下「オーケー食品工業」といいます。）は、2022年3月28日付で両社間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年7月25日を効力発生日として、ニッポンを株式交換完全親会社とし、オーケー食品工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年7月25日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったオーケー食品工業の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

オーケー食品工業は、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2022年7月1日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるニッポンの商号、住所及び買取口座を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行ったオーケー食品工業の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

ニッポンは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

ニッポンは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 4 月 6 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるオーケー食品工業の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、ニッポンは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりニッポンに移転したオーケー食品工業の株式の数は、本株式交換によりニッポンがオーケー食品工業の発行済株式の全部（ただし、ニッポンが所有するオーケー食品工業の株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のオーケー食品工業の発行済株式総数からニッポンが所有するオーケー食品工業の株式の数を除外した 1,810,849 株です。上記発行済株式総数は、後記 5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

なお、オーケー食品工業は、定款上、優先株式に関する規定を定めておりますが、優先株式を発行していないため、上記本株式交換によりニッポンに移転したオーケー食品工業の発行済み株式の全部はいずれも普通株式であり、優先株式は含まれておりません。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ニッポンは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をニッポンに通知したニッポンの株主はおりませんでした。

(2) オーケー食品工業は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) オーケー食品工業の普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2022 年 7 月 21 日付で上場廃止となりました。

(4) オーケー食品工業は、2022 年 6 月 23 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式 16,378 株の全て（本株式交換に際して行使された会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取

請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を消却いたしました。

(5) ニッポンは、本株式交換により、基準時のオーケー食品工業の株主(ただし、ニッポンを除きます。)に対して、その所有するオーケー食品工業の普通株式1株につきニッポンの普通株式0.63株の割合をもって、ニッポンの普通株式を割当交付いたしました。なお、ニッポンが割当交付したニッポンの普通株式の合計は1,140,834株であり、その全てをニッポンが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(6) 本株式交換に伴い増加した、ニッポンの資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- | | |
|---------|----------------------------|
| ① 資本金 | : 会社計算規則第39条に従いニッポンが別途定める額 |
| ② 資本準備金 | : 会社計算規則第39条に従いニッポンが別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | : 0円 |

以上